

会員規約改定のお知らせ <2024年1月17日>

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
2024年1月17日（水）より以下規約を改定いたします。

改定：
「WEBサービス利用規定」

※改定前後の内容につきましては、下記「新旧対照表（2024年1月17日変更）」をご確認ください。

新旧対照表（2024年1月17日変更）

No	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2024年1月17日以降 (赤文字部分が変更箇所)
1	WEBサービス利用規定	第16条（本人認証サービス）2項	本人認証サービスを利用するためには、会員は予め当社所定の方法により、本人認証サービス用パスワード等の必要事項を申請し、当社に登録の承認を得る必要があります。すでに本人認証サービスの登録をした会員が、当社所定の方法により本人認証サービス用パスワードを申請し、当社に登録の承認を得た場合は、従前の本人認証サービス用パスワードは効力を失うものとします。（本人認証サービス登録を承認された会員を、以下「本人認証サービス登録会員」といいます。）	本人認証サービスを利用するためには、 当社所定の手続きが必要です。なお、当該当社所定の手続きを実施し、本人認証サービスの登録を認められた会員を、以下「本人認証サービス登録会員」といいます。
2	WEBサービス利用規定	第17条（本人認証サービスに関する本人認証サービス登録会員の責任）1項	本人認証サービス登録会員は、本人認証サービス用パスワードの申請をする場合、自らの生年月日・電話番号・自宅の番地等を用いた他人に推測されやすいパスワードを避け、また当社が提供するサービスに限らず、本人認証サービス登録会員が他に利用しているサービスにおいて既に用いているパスワードの流用を避けるものとします。また、本人認証サービス用パスワードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。	本人認証サービス登録会員は、 本人認証サービス用パスワードまたはワンタイムパスワード を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3	WEBサービス利用規定	第17条（本人認証サービスに関する本人認証サービス登録会員の責任）2項	カード利用の際、第16条第2項の手続きを得たうえで当社で承認登録された本人認証サービス用パスワードが使用されたときは、本人認証サービス用パスワードについて盗用その他の事故があっても、本人認証サービス登録会員は、その利用によって生じる一切の債務について、責任を負うものとします。なお、家族会員が本人認証サービス登録会員の本人認証サービス用パスワードを利用したことにもとついて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。	カード利用の際、 本人認証サービス用パスワードまたはワンタイムパスワード が使用されたときは、 本人認証サービス用パスワードまたはワンタイムパスワード について盗用その他の事故があっても、本人認証サービス登録会員は、その利用によって生じる一切の債務について、責任を負うものとします。なお、家族会員が本人認証サービス登録会員の 本人認証サービス用パスワードまたはワンタイムパスワード を利用したことにもとついて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。
4	WEBサービス利用規定	第17条（本人認証サービスに関する本人認証サービス登録会員の責任）3項	会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、第16条第2項の手続きを得たうえで当社で承認登録された本人認証サービス用パスワードを変更することができます。	削除
5	WEBサービス利用規定	末尾	(2022年4月20日改定)	(2024年1月17日改定)